

憲 法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

1 はじめに

問題文 5 項に挙げられている訴訟は、東京地方裁判所に係属中の実際の事件である。
(立候補年齢を引下げるためのプロジェクト：<https://hikisage.jp/>)

本問は、同訴訟で問われている公選法 10 条の被選挙権年齢の定め憲法適合性の検討を題材として、被選挙権ないし立候補の自由とその制限について、判例・学説の基礎的理解とその応用能力を問うものである。もっとも、本問は、上記訴訟の存在や内容を知っていることを要求するものではない。問題文に記された情報を的確に読み取り、設問で指示されているとおりに判例を踏まえて検討すれば、憲法論としての本質的な争点にたどり着けるはずである。

2 設問 1 について

被選挙権の憲法上の保障については、三井美唄労組事件判決（最大判昭和 43・12・4 刑集 22 卷 13 号 1425 頁）を踏まえて論じることが期待されている。同判決は、「憲法 15 条 1 項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである」とした。まず、この判例を正確に記載することが基礎知識として要求される（判例名も挙げるのが望ましい）。

その上で、設例について検討するために、同判例が、いかなる根拠に基づいて 15 条 1 項から被選挙権の保障を導いているかを説明する必要がある。同判決は、「もし、被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当に制約を受けるようなことがあれば、そのことは、ひいては、選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反することとならざるを得ない」と述べ、「この意味において、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である」と述べている。「表裏の関係」という言葉を書くだけでなく、その意味を的確に説明する必要であり、それが設問 2 以降の検討へと繋がる。

もっとも、憲法 15 条 1 項から被選挙権の権利性を導出する理由付けは上記判例のような考え方に限られるわけではない。例えば、「立候補は、主権者にとって議員の選出と同様に重要な主権行使の一形態であり、被選挙権も立候補による主権行使の権利として捉えられる」とする見解もある（辻村みよ子『憲法（第 7 版）』（日本評論社、2021 年）315 頁）。この見解は、「人民主権」論をベースに、権利主体を政治的意思決定能力をもった者と捉え、意思決定能力をもたない子どもなどを権利主体から排除するのは主権的権利としての性格に内在する制約であると説明する（辻村・前掲書 312 頁）。

他方、学説の中には、被選挙権が独立した憲法上の権利であることを否定する見解もある。この見解は、上記判決について、「立候補の自由は選挙権の自由な行使と表裏の関係にあることから重要であると述べているとも考えられ、そうした考え方によると、被選挙権又は立候補の自由は選挙権から独立した別個の基本的人権として保障されているものではなく、立候補の自由が不当に制約されることによって選挙権の自由な行使が阻害されることとなる場合に、その制約が憲法上問題となりうる」と考えることも

できる。」とする（「首長の多選問題に関する調査研究会報告書」（平成 19 年 5 月）、高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第 6 版）』（有斐閣、2024 年）384 頁）。

どのような見解に立つかは自由であるが、いずれの見解に立つとしても、被選挙権は、前国家的な権利ではないから、憲法の条項を適切に解釈し、憲法上の保障の有無について論理的に説明する必要がある。

なお、かつて最高裁が、公民権停止事件（最大判昭和 30・2・9 刑集 9 卷 2 号 217 頁）において、選挙権については「国民主権を宣言する憲法の下において、公職の選挙権が国民の最も重要な基本的権利の一である」としながら、被選挙権が憲法上の権利かについては明示せず、齋藤・入江意見は「選挙権については、国民主権につながる重大な基本権であるといえようが、被選挙権は、権利ではなく、権利能力であり、国民全体の奉仕者である公務員となり得べき資格である」としていることにも触れられていれば加算事由となる。

3 設問 2 について

設問 2 では、この場合の憲法適合性の判断基準（違憲審査基準）について、判例を踏まえて検討することが求められている。憲法は 44 条で、両議院の議員の資格を法律で定めるとしているが、ただし書で、14 条 1 項後段と共通の事由に加えて、「教育、財産又は収入」に基づく差別も禁止している。これらの規定も踏まえた上で、立法府の裁量の有無、広狭について検討する必要がある。この検討に当たっては、まず、設問 1 に対する解答との整合性も意識しながら、公選法 10 条が被選挙権、あるいは選挙権や平等権をどのように制約しているかを押さえる必要がある。

もし、学説の少数説にしたがって、被選挙権は、選挙権と同様に主権行使の一形態として憲法 15 条 1 項によって保障されるとする見解に立つならば、公選法 10 条は被選挙権を直接に制約するものと捉えられる。このような見解に立てば、選挙権の行使の制限に関する在外国民選挙権訴訟大法廷判決（最大判平成 17・9・14 民集 59 卷 7 号 2087 頁）が用いた「やむを得ない事由」の基準が妥当するという主張も成り立ち得る。実際の訴訟でも、原告側は、被選挙権は主権行使の一形態である点で選挙権と共通すると主張して、平成 17 年判決が採用した基準と同等かそれ以上に厳格な基準が用いられるべきであると主張している。

他方、被選挙権が独立した憲法上の権利であることを否定する見解によれば、公選法 10 条を、選挙権（15 条 1 項）に対する間接的な制約と捉えるか、年齢による別異取扱いとして平等原則違反（憲法 14 条 1 項及び 44 条ただし書）を検討することになる。

これに対し、三井美唄労組事件判決の言う理由付けによって憲法 15 条 1 項の保障を及ぼす考え方によれば、形式的には被選挙権に対する直接的制約であるが、「選挙人の自由な意思の表明を阻害する」ところに権利侵害の核心があることからすると、その実質は選挙権の間接的制約と捉えられる。

これらの分析から、立法裁量の広狭について判断し、中間審査基準、または、合理性基準を用いることが考えられる。実際の訴訟において、国側は、立法府の判断が合理的裁量の範囲内にあるか否かによって判断されるべきであると主張している。

比較衡量論を含め、いずれの見解に立つかは自由であるが、論理的に筋の通った説明をして、審査基準を導出することが必要である。

4 設問 3 について

設問3においては、設問2で自らが定立した審査基準に照らして、公選法10条の定める被選挙権年齢が憲法に適合するか否かを具体的に検討することが求められる。

その際、問題文で示されている諸外国の状況(2項)、選挙権年齢の引下げ(4項)、については必ず考慮することが求められる。また、現行の制度の下で選出された国会議員らによって構成される国会に裁量を認めることに問題はないか、憲法15条3項は「成年者」による有権者団を憲法上の国家機関としたものであり、有権者団の構成員である「成年者」については、原則として被選挙権も保障されるべきではないか、「公職に就いた場合に必要とされる知識や経験を踏まえた合理的な規定である」という国の主張に合理性を認めることは「教育、財産又は収入」による差別を禁じた憲法44条ただし書と整合するか、といった憲法解釈として重要な問題についてどこまで掘り下げた検討をすることができているかが評価の対象となる。

憲法の採用する二院制の下で、被選挙権年齢の格差によって衆議院と参議院の独自性を産み出すことの当否、町村総会(地方自治法94条)が認められている地方公共団体において選挙権年齢と被選挙権年齢に差異を設けることの正当性などの各論的な検討を行うことも考えられる。

以上